

# 令和7～9年度公立宍粟総合病院院内託児所管理運営業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本実施要領は、公立宍粟総合病院事務部総務課において、「令和7～9年度公立宍粟総合病院院内託児所管理運営業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業の目的

病院に勤務する職員が安心して業務に専念できる環境整備の一環として院内託児所（バンビKIDS）を設置している。この運営については、効率的かつ安全・安心で多様な保育ニーズに応えるきめ細やかなサービスを安定的に提供していくことが求められることから、ノウハウ・能力を有する専門業者に管理運営業務を委託する。

### (2) 件名

令和7～9年度公立宍粟総合病院院内託児所管理運営業務

### (3) 業務内容

別紙「公立宍粟総合病院院内託児所管理運営業務仕様書」を参照のこと

### (4) 事業規模（契約上限額）

91,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）※2年11ヵ月の合計額

令和7年度上限額31,300,000円、令和8年度上限額31,300,000円、

令和9年度28,700,000円

※長期継続契約

※本業務の契約締結にかかる上限額であり、予定価格についてはこの範囲内で別途算定する。

### (5) 契約期間

契約締結日の翌日から令和10年2月29日まで

（地方自治体法234条の3及び同施行令167条の17に基づく長期継続契約）

ただし、新病院整備計画（令和10年3月1日開院予定）に遅れが生じた場合は、随意契約にて契約期間を延長することがある。

なお、発注者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとし、これにより受注者に損害が生じた場合、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できない。

また、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

### (6) 履行場所

宍粟市内において本市が指定する場所（別途、仕様書による）

## (7) その他

本業務に係る詳細事項については、別途仕様書に定めるものとする。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

長期継続契約として、宍粟市契約規則の規定に基づき、契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約締結をしないことがある他、宍粟市指定停止基準に基づく停止措置を講じることがある。

また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

### (2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) 契約条項

別紙「業務委託契約書（案）」参照

### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が「宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

## 4 参加資格等

次に掲げる要件を全て満たすこと。

### (1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- イ 公募開始日から委託契約締結の日までの期間に、宍粟市指名停止基準に基づく競争入札参加停止期間が含まれていないこと。また、国及び都道府県の指名停止基準に基づく指名停止についても受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生申立開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）
- エ 宍粟市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、参加申請書提出期日までに登録完了した者も可とする。
- オ 所得税、法人税、消費税及び宍粟市に納入義務があるもの等について滞納していないこと。
- カ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していること。
- キ 本公告日から本公告に係る業務の受託候補者の選定の日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けた者でないこと。
- ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた者でないこと。
- ケ 宍粟市暴力団排除推進条例第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号に該当しない者であること。
- コ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体でないこと。

- ① 成年被後見人または被保佐人
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- サ この公告の日現在において、法人等を設立して5年以上経過しており、次のすべての要件を満たしていること。
- ① 定員20人以上の認可保育施設又は許可外保育施設（以下「保育施設」という。）又は病院内保育所の運営（業務委託契約による運営を含む。）実績が3年以上あること。
  - ② 保育施設の運営において、24時間保育の実績が1年以上あること。
- シ 院内託児所業務に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けていること。
- (2) 配置予定担当者要件  
別途仕様書に定めるものとする。

## 5 スケジュール

事項	予定日	備考
公告（HP掲載）	令和6年9月13日（金）	
質問受付期限	令和6年9月19日（木）	
質疑に対する回答	令和6年9月20日（金）	
参加申請書提出期限	令和6年9月27日（金）	
参加資格確認結果通知	令和6年10月1日（火）	
現地視察参加申込受付期限	令和6年10月9日（水）	
現地視察日程通知	令和6年10月10日（木）	
企画提案書受付開始・現地視察	令和6年10月11日（金）	
企画提案書提出期限	令和6年10月17日（木）	
1次審査（書類選考）	令和6年10月22日（火）	応募者5者以上の場合
1次審査結果通知	令和6年10月23日（水）	
2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング等による最終審査）	令和6年10月25日（金）	プロポーザル選考委員会
受託候補者選定結果通知	令和6年10月31日（木）	

## 6 提出資料

本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び宍粟市契約規則他の関係法令を理解・遵守の上で、以下の提出資料を期限までに提出することとする。各様式については、公告に定めた様式とする。

資料番号	提出書類名	様式	提出部数	提出期限	提出方法（提出先）
1	質問書	1	1	令和6年9月19日 17時	電子メール・FAX （総合病院）
2	公募型プロポーザル参加申請書	2	1	令和6年9月27日 17時	持参又は郵送 （総合病院）

3	公募型プロポーザル資料送付書	3	1	令和6年10月17日 17時	持参に限る (総合病院)
4	登記事項証明書等 ※法人事業者：履歴事項全部証明書又は登記簿謄本 ※個人事業者：代表者の身元証明書（本籍地の市町村が証明するもの） ※提出日前3か月以内発行のもの		1		
5	納税証明書等（未納の税額がないことの証明書） （ア）法人事業者：国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税）及び市税（法人市民税及び軽自動車税）について、国及び参加表明者の所在地における地方公共団体が証明する書類（直近1年度分） （イ）個人事業者：上記法人事業者の場合に相当する書類		1	令和6年10月17日 17時	持参に限る (総合病院)
6	宍粟市暴力団排除推進条例に係る誓約書及び役員調書	別紙	1		
7	財務諸表（直近2事業年度分） （ア）法人事業者：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書 （イ）個人事業者：上記法人事業者の場合に相当する書類	任意	1		
8	会社概要	4	7		
9	業務体制表	任意	7		
10	業務実績表 ※運営実績のある保育施設を3か所まで記載すること	5	7		
11	積算内訳書	任意	7		
12	企画提案書	任意	7		
13	提出データ CD-R	-	1		

14	現地視察参加申込書	6	1	令和6年10月9日 17時	電子メール・FAX (担当課へ)
15	辞退書	7	1	—	持参又は郵送 (総合病院)

### (1) 提出方法

原則、上記の提出方法によること。郵送による場合は、郵送書留又は簡易書留郵便によること。持参による場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く平日の9時から17時までとする（12時から13時までを除く）。

（※該当の場合に明記すること。）

なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

## 7 質問の受付・回答

### (1) 提出期限

令和6年9月19日（木）17時（必着）

### (2) 提出方法

質問書（様式1）により電子メール又はFAXにて提出すること。いずれの場合も質問書の提出後に電話で到着確認を必ず行うこと。なお、電話、来訪などによる口頭での質問は受付けない。

電子メールによる場合は、「院内託児所管理運営業務について」と表題を記載すること。

### (3) 提出先

公立宍粟総合病院 総務課

電子メールアドレス sogobyoin@city.shiso.lg.jp

FAX 0790-62-0676

### (4) 回答方法と内容

令和6年9月20日（金）13時以降、宍粟市ホームページに掲載する。個別には回答しない。

※宍粟市ホームページURL <https://www.city.shiso.lg.jp>

質問した業者名は公表しない。質問受付締切後は、仕様書の内容その他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

## 8 提出書類等

### (1) 公募型プロポーザル参加申請書

参加意向のある者は、「公募型プロポーザル参加申請書（様式2）」を下記の方法により提出すること。

#### ア 提出期限

令和6年9月27日（金）17時（必着）

#### イ 提出先

〒671-2576 兵庫県宍粟市山崎町鹿沢93番地

公立宍粟総合病院 総務課

電話 0790-62-2410

電子メールアドレス sogobyoin@city.shiso.lg.jp

## (2) 公募型プロポーザル資料送付書等

資料番号 8～12 までの資料について、提出部数 7 部（正本 2 部・副本 5 部）のうち、正本 2 部は会社名等を記載し、副本 5 部については、提出者を特定することができる内容の記述を記載しないこと。提出資料中、提出者を特定できる箇所には黒塗りをする場合がある。

### ア 資料番号 3、8～12 の記入について

- ① 記入欄が不足する場合は、書式をコピーして記載すること。
- ② 業務の実績は、業務実績表（様式 5）に記載すること。また、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）又は、認可保育所の管理運営実績を確認するため都道府県、政令指定都市、中核市の認可証等の写しを添付すること。
- ③ 「積算内訳書」は、A 4 判 1 枚とし、書式は任意とする。
- ④ 「企画提案書」は、A 4 判 10 枚（両面印刷 20 ページ）以内とすること。（A 3 判可）

### イ 企画提案書

- ① 企画提案書は、別紙「公立宍粟総合病院院内託児所管理運営業務仕様書」を参照し作成すること。
- ② 企画提案書には、イメージ図、詳細図、企画ポイント、運用方法等を明瞭に記載すること。
- ③ 提案は文書であることを原則として、次の内容を参考に基本的な考え方を簡潔に記述することとし、文字の大きさは、10.5 ポイント以上とすること。様式は問わない。別紙仕様書等を踏まえて A 4 版、両面印刷で提案内容を 20 ページ以内にまとめること。表紙、目次を付けて、ページ下部にはページ番号を付すこと。  
なお、表紙、目次は上記のページ数には含めない。

#### (ア) 運営実績

保育施設や病院内保育施設の運営実績、24 時間保育

#### (イ) 基本理念・保育計画・保育内容

基本理念、保育内容、保育計画、年齢別保育、行事の実施内容等

#### (ウ) 職員配置・体制

職員の配置や勤務体制、不測の事態への対応等

#### (エ) 給食・おやつに対する提案

食事の提供方法、アレルギー食、食育面の工夫等

#### (オ) 安全管理・衛生管理

怪我、事故、食事の衛生管理、災害対策、緊急時の連絡体制等

#### (カ) 健康管理

乳幼児、職員に対する健康管理等

#### (キ) 職員の資質向上等

職員の研修、保育内容の評価体制等

#### (ク) 業務管理組織体制

保育施設の管理体制、情報セキュリティ等

#### (ケ) 保護者対応

保護者との連絡・相談体制、苦情対応、怪我の対応、病気時の対応等

#### (コ) 運営にあたっての独自の自主事業や特色等の提案

#### (サ) 運営費見積書及び見積算出根拠

見積もり条件は、仕様書の別紙 1「委託経費見積条件」に示した条件をもとに必要となる月額経費を算出し、記載すること。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

なお、運営費見積書及び見積算出根拠は、企画提案書 20 ページに含まれるものとする。

ウ 提出期限

令和6年10月17日（木）17時（必着）

エ 提出先

〒671-2576 兵庫県宍粟市山崎町鹿沢93番地  
公立宍粟総合病院 総務課 ※持参に限る。

**(3) 提出資料のデータ提出**

審査資料（資料番号8～12）のデータを保存したCD-Rとすること。

**(4) その他注意事項**

- ア 提出書類について、この書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。
- イ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- ウ 企画提案書の提出後に本市の判断で補足資料の提出を求めることがある。
- エ 企画提案書に沿って説明すること。説明に係る説明資料は自社の手持ち資料として提出は不要とする。

**9 選定に関する事項**

企画提案の審査については、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者において候補者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者で構成する。

**(1) 1次審査（書類選考）**

- ア 事務局で定めた審査項目及び評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により評価する。
- イ プロポーザル参加申請書を提出した者が5者を超えた場合は、業務体制や過去の同種・類似業務実績調書等の内容について事務局で評価し、5者を選定する。選定された5者は、2次審査に参加することができる。
- ウ 書類選考を行った結果、同得点の者が5者以上になった場合は、その全員をヒアリング審査に参加できることとする。
- エ プロポーザル参加申請書を提出した者が5者を超えない場合は、1次審査を省略し、応募者全員が2次審査に参加することができることとする。その場合、2次審査において、全項目の審査を行うこととする。
- オ 選考結果は、すべての参加申請者に対して通知する。
- カ 選考結果に関する問合せには、一切応じないものとする。

**(2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）**

プレゼンテーション及びヒアリングについては、提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主な目的として実施する。

- ア 開催日・場所（予定）  
日時：令和6年10月25日（金）  
場所：公立宍粟総合病院（兵庫県宍粟市山崎町鹿沢93番地）病院別棟3階 講堂
- イ 出席者  
統括責任者及び各担当者の3名までとする。
- ウ 説明資料等

説明はパワーポイント等により行うことができる。プレゼンテーションは、事前に提出した「企画提案書」により説明を行うこと。(20分以内)

実施にあたり、各自のパソコン等の機器を使用することも可とする。なお、プロジェクター、スクリーンについては事務局で用意するものを使用することができる。プレゼンテーション終了後、審査委員より質疑を行い、回答は、説明を行った者が行うものとする。質疑応答を含め40分間程度以内とする。

エ 評価者

本業務における受託候補者の特定は、本業務プロポーザル選定委員会が審査を行う。

オ 企画提案の評価

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、事務局で定めた審査項目及び評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により選定する。合計点数の最高得点を得た者を業務受託候補者とする。

カ プロポーザル審査における最低基準点を満点の60%とし、評価が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を業務受託候補者とする。なお、評価点が基準点に満たない場合は失格とし、プロポーザル参加者が1者のみの場合も同様とする。

キ 2次審査において、審査の評価点が同点の場合は、見積価格が低い提案者を上位とする。さらに、見積価格も同額の場合は当該応募者にくじを引かせて落札者を決定する。

ク プレゼンテーションの参加者及び関係者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

ケ 辞退する場合は、速やかに辞退書(様式7)を提出すること。

### (3) 選定結果の通知

ア 選定委員会による選定終了後、宍粟市ホームページにて公表するとともに、2次審査参加者全員に文書による通知を行う。

なお、本プロポーザルにおける事後公表の範囲は、次のとおりとする。

- ① 最終審査を行った企画提案者の名称(五十音順)
- ② 優先交渉権者の名称
- ③ 企画提案者の評価点(優先交渉権者及びその他の提案者(合計点の高い順に、A者、B者等とアルファベット表記する。なお、参加者が2者の場合は、次点者の評価点は公表しない。))

イ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

ウ 受託候補者に特定された者以外の者は、非特定理由について上記アの通知日の翌日から起算して7日以内(土・日曜日、祝日を除く)に書面(任意様式)により、市長に説明を求められることができる。なお、非特定理由については、当該応募者の非特定理由、及び評価項目ごとの評価点を文書により回答することとする。

### (4) 契約

特定された受託候補者と、評価した企画提案書を基に協議を行ったうえで、契約に係る協議を行い、速やかに契約を締結する。

なお、契約に係る協議により、受託候補者と契約できない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

### (5) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。ただし、宍粟市契約規則第30条に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することが出来る。

## 10 その他注意事項

- (1) 関係書類の作成及び提出に係る一切の費用は、応募者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルの審査以外には使用しない。
- (3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。また、関係書類に記載した配置予定の担当者は、病気、死亡、退職等の場合を除き、変更することができない。
- (5) 参加申請後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退書(様式7)により、市に提出すること。
- (6) 業務受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約期間中であっても契約を解除することがある。
- (7) 無効となるプロポーザル
  - ア 参加資格要件を満たしていない場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ プレゼンテーションを欠席した場合、又は指定した時間に遅れた場合
  - オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
  - カ 本プロポーザル業務の内容に関して、選定委員会の委員と接触があった場合
  - キ 同一提案者が2件以上の企画提案書を提出した場合
- (8) 失格となるプロポーザル
  - ア 提案内容の如何に関わらず、契約上限額を超えた見積の場合
  - イ 審査基準で設定する基準点を下回った場合
- (9) 個人情報保護  
委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (10) 守秘義務  
受託者等(本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者)は、本業務に関し、関係書類作成のため市から入手した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示をしてはならない。また、原則として、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合等については、この限りではない。
- (11) 提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は本業務に関する報告、公表等のために必要な場合には、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (12) 現地視察(施設見学)  
参加申請者は、希望により現地視察(施設見学)を行うことができる。希望する者は「現地視察参加申込書(様式6)」を提出すること。
  - ア 実施期間 令和6年10月11日(金)10時から16時30分まで
  - イ 申込受付期間 令和6年10月9日(水)まで(休日を除く)9時から17時まで
  - ウ 申込方法  
担当部課へ電子メール又はFAXにより申込みすること。  
なお、現地視察参加申込書の提出後には必ず電話により書類到着の確認をすること。  
電子メールアドレス:sogobyoin@city.shiso.lg.jp  
件名を「プロポーザルに関する現地視察」とし、現地視察参加申込書を添付して送信すること。
  - エ 提出書類 現地視察参加申込書(様式6) 1部

オ 現地視察（施設見学）の日程通知

令和6年10月10日（木）に申込者に電子メールで通知する。

カ 注意事項

- ① 参加者は2名以内とし、視察時間は30分以内とする。
- ② 視察の回数は1回に限る。（当日、前半と後半の部に振り分ける。）
- ③ 保育実施中のため、視察できない部屋等があることがある。
- ④ インフルエンザ等の流行の際は、現地視察（施設見学）を中止することがある。

## 11 提出先、問合せ先

〒671-2576 兵庫県宍粟市山崎町鹿沢 93 番地

公立宍粟総合病院 総務課

電話 0790-62-2410

電子メールアドレス sogobyoin@city.shiso.lg.jp